

岐阜県公報

第 三 百 九 十 一 号
令 和 五 年 四 月 二 十 一 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

兼用工作物の管理の方法についての協議
私道の廃止の認定
(河 川 課) 二〇二^{ページ}
(建築指導課) 二〇二

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消
(選挙管理委員会) 二〇二

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱
(交通企画課) 二〇二

公 示

落札者等に関する公示
落札者等に関する公示
土地改良事業の工事の完了
(家畜防疫対策課) 二〇三
土地改良区の定款の変更認可
(農地整備課) 二〇三
土地改良区の定款の変更認可
(岐阜農林事務所) 二〇四
土地改良区清算人の退任
(西濃農林事務所) 二〇四
土地改良区清算人の退任
(中濃農林事務所) 二〇五
土地改良区の定款の変更認可
(可茂農林事務所) 二〇五
落札者等に関する公示
(岐阜本巢特別支援学校) 二〇五

告 示

岐阜県告示第二百二十一号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県可茂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 河川の名称
木曾川水系可児川
- 二 河川管理施設の名称又は種類
木曾川水系可児川右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置
可児市下恵土字広瀬六一四二番四地先から
同市徳野南一丁目四一番地先まで
- 四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 可児市
住所 可児市広見一丁目一番地
代表者の氏名 市長 富田 成輝
- 五 管理の内容
1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専

- ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

管理の期間
令和五年三月二十七日から道路が存しなくなる日まで

岐阜県告示第二百二十二号

岐阜・西濃建築事務所長が私道の廃止の認定をしたので、岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）第十二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 認定年月日

令和五年三月二十七日

二 私道の種類、位置、延長及び幅員

種 類	位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
建築基準法（昭和二十五年法律二百一十号）第四十二條第一項第二号に規定する道路	不破郡垂井町表佐字東小柳 四九九五番三	五・七	六・〇

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二

号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定を取り消す施設の名称等

名 称	所 在 地
介護老人保健施設 サンリバーはつらつ	海津市海津町福江656 2
特別介護老人ホーム サンリバー松風苑	海津市海津町福江656 1

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県公安委員会
委員長 林 正 子

活動区域	氏 名	住 所	委嘱年月日
岐阜南警察署管轄区域	馬 淵 一 雄	岐阜市正法寺町	令和五年四月二十一日

岐阜羽島警察署管轄区域	大曾根 佳明	羽島市福寿町平方	同
可児警察署管轄区域	加藤 政志	可児市久々利	同

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び予定数量
豚熱生ワクチン
20トース/組 14,360組
50トース/組 2,590組
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 5 年 2 月 3 日
- 4 落札者を決定した日 令和 5 年 3 月 17 日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市東端一丁目132番2
株式会社アスコ岐阜営業所
所長 山田 勝弘
- 6 落札金額 44,003,520円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県農政部家畜防疫対策課防疫推進係
- (2) 所 在 地 岐阜市東端一丁目1番1号

土地改良事業の工事了り

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事了り年月日
中山間地域総合整備事業 （農業用排水施設整備）	郡上北東部 地区	令和 四・二・二八
中山間地域総合整備事業 （農道整備）	同	令和 四・五・三一

土地改良事業の工事了り

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事了り年月日
中山間地域総合整備事業 （農業用排水施設整備）	大和南西部 地区	令和 四・三・四
中山間地域総合整備事業 （農道整備）	同	平成三〇・三・二六

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	中山間地域総合整備事業 （農業用排水施設整備）	施行に係る地区名	郡上北西部 地区	工事完了年月日	令和 三・三・一二
中山間地域総合整備事業 （農道整備）		同			令和 三・三・二五

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	真 桑 方 井 水 土 地 改 良 区	認可年月日	令和 五・四・一二
--------	---------------------	-------	-----------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	真 桑 井 水 土 地 改 良 区	認可年月日	令和 五・四・一二
--------	-------------------	-------	-----------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	菱 野 川 土 地 改 良 区	認可年月日	令和 五・四・一二
--------	-----------------	-------	-----------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	政 田 井 水 土 地 改 良 区	認可年月日	令和 五・四・一二
--------	-------------------	-------	-----------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	不破郡北部土地改良区	認可年月日	令和五・四・三
--------	------------	-------	---------

土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により公示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した清算人	土地改良区	年月日	氏名	住所	所
村井 証	関市広見	令和五・三・五	村井 証	関市広見	七五〇番地一
足立 唯	関市広見		足立 唯	関市広見	二〇四二番地
足立 敏	関市広見		足立 敏	関市広見	二〇五九番地一
白井 恭一郎	関市武芸川町跡部		白井 恭一郎	関市武芸川町跡部	一〇九六番地
下村 茂	関市広見		下村 茂	関市広見	一九二二番地
中村 逸美	関市広見		中村 逸美	関市広見	七七三番地
植村 春夫	関市広見		植村 春夫	関市広見	三九五番地
松岡 緑	関市広見		松岡 緑	関市広見	二〇五三番地一
植村 文美	関市広見		植村 文美	関市広見	四〇七番地

中村 肇	関市広見	九七三番地
堀 真守	関市広見	三三〇番地
奥田 桂	関市広見	八〇三番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	富加町木曾川右岸用水土地改良区	認可年月日	令和五・四・一
--------	-----------------	-------	---------

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量 令和5年度新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県立岐阜本巣特別支援学校通学用バス借上げ及び運行業務委託（年間契約） 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和5年2月24日
- 4 落札者を決定した日 令和5年3月17日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市鶴田町三丁目7番地の1 株式会社日本タクシー

代表取締役 山田 健太郎

6 落札金額 37,832,630円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県立岐阜本巣特別支援学校 事務室

(2) 所在地 岐阜市西秋沢2 363 1

令和五年四月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社